

## 「少子化対策予算の拡充と両立支援策の推進について」

平成20年7月10日

東京商工会議所

わが国の少子化傾向は依然として続いており、2005年に過去最低の合計特殊出生率1.26を記録して以来、現在でも1.34となお低い水準のまま推移し、人口維持に必要な2.08には遠く及ばない状況である。

総務省の人口推計によれば、既に2004年の1億2,779万人をピークにゆるやかに減少し始めているが、労働力人口(15歳～64歳)の減少は急激であり、このままの趨勢で推移すると2030年の労働力人口は現在よりも約1,070万人減少し、東京都の人口に匹敵すると言われている。このような急激な人口構造の変化と労働力人口の減少は、世代間の助け合いを前提としているわが国の社会保障制度の維持を難しくするだけでなく、消費や生産活動の停滞などわが国の持続的・安定的な成長を阻害する要因となる。このため、少子化対策・両立支援策は国家的な喫緊の課題であり、今後一層の対策が必要である。

東京商工会議所では、少子高齢化がわが国の経済社会に及ぼす影響を危惧し、長年に亘り人口減少・少子化問題について調査・研究を重ね、積極的に意見活動を行ってきた。政府の少子化・両立支援策は着実に充実しているが、必ずしも十分な成果が上がっているとは言い難い。今後、真に実効性のあるものとするためには、必要な財源を手当てした上で抜本的な少子化・両立支援策を講じることが重要であり、具体的に以下のとおり要望する。

### 1. 少子化対策予算の拡充について

わが国と同様に少子化傾向にあった欧州諸国は、その後の積極的な財政投入などにより少子化に歯止めをかけることに成功している。一方、わが国では、児童・家族関係社会支出は年々拡充されているものの、対GDP比で0.83%(2007年度推計値)にすぎず、欧州諸国の2～3%に比べて極めて少ない。来年度以降は、予算における使途の見直し(生活者の視点重視)が予定されており、一般財源で少子化対策や両立支援策の予算を大幅に拡充し、重点的に配分する必要がある。少なくとも、子育て・家族支援に関する支出を対GDP比で欧州諸国並に上げるべきである。

具体的な支援策としては、①理想の子ども数は3人でありながらそれを下回る最大の理由として、経済的な負担が挙げられていることから、第3子以降への児童手当の拡充や子どもの数に応じた税額控除(例えば、第3子以降450万円<18歳まで年間最大25万円>)の創設、②幼児教育の無償化などが有効である。③児童扶養手当については、母子家庭にのみ支給される手当を父子家庭にも支給するなど、支給要件の格差を是正するとともに、④安心して産み育てるためには、小児科・産婦人科の減少と専門医不足が

出産の大きな不安要素となっていることから、診療報酬の引き上げなどによる産科・小児科医の確保と総合的な小児医療・小児救急医療の整備、健診・出産にかかる費用の負担軽減を図るべきである。

## 2. 両立支援策の推進

わが国において、児童福祉法の極めて限定的な「保育に欠ける」要件となっている狭義の「待機児童数」は現在、約1万8千人（2007年）である。政府はこれまで、これらの待機児童数ゼロを目標に掲げてきたが、①今年2月に発表された「新待機児童ゼロ作戦」では、潜在的なニーズを加味した待機児童100万人に対してサービスを提供すると発表するなど、この問題の根本から見直す姿勢を示したことは評価すると同時に、本作戦の早期実現について強く要望する。特に、②潜在的な待機児童の多くは都市部に集中しているため、保育施設や保育サービスの供給量が絶対的に不足してことが主な原因であり、仕事と子育ての両立を目指す者にとって大きな障害となっている。こうした状況を改善するためには、思い切った予算を投入するとともに、多様な経営主体の参加促進、地域を中心とした自主的な取り組みを可能とする制度の導入など供給面の整備が必要である。

また基本的問題として、③「保育に欠ける」乳幼児のみを対象としている現行の保育制度を抜本的に見直して、保育を必要とする子どもがだれでも保育を受けられるよう、児童福祉法の改正が急務である。

## 3. 具体的な保育における制度の見直しとサービス多様化の推進

（認定こども園）

- ① 多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の一元化が進められているが、切り札として期待された「認定こども園」は思ったほど増えていない。認定に係る事務や会計処理が複雑なだけでなく、助成金などの申請・手続きもバラバラで手間が掛り過ぎることが原因であり、早急に改善すべきである。

（認可保育所）

- ② 認可保育所の設置基準は全国一律で、地域の社会環境や経済の実情を反映していないため、大都市部ほど保育所の設置が進んでいない。このため、独自基準を設けて保育所の設置を推進する自治体も増えているが、根本的には一律基準の見直しが必要である。例えば、埼玉県独自の基準による家庭保育室を参考に、地域の実情に応じた（都市型の多様な保育ニーズにも対応した）保育が可能となるよう、面積基準や保育従事者資格基準などの要件や基準の緩和が望まれる。
- ③ 認可保育所の運営は、2000年の規制緩和により民間参入が可能となったにも拘わらず、未だ社会福祉法人であることを要件とする自治体も少なくない。これは速やかに是正すべきであり、多様な経営主体の参加を促進すべきである。併せて、認可保育所の運営委託先の選定や基準の明確化、児童福祉審議会の委託先決定プロセスの透明化が必

要である。

(ファミリーサポートセンター)

- ④ 地域の子育てを支援するファミリーサポートセンターの担い手は行政や社会福祉協議会などが大半を占めており、企業やNPO法人が参入しづらい現状がある。保育所同様に、地域の創意工夫による多様な主体が参画できるよう、委託先の選定の基準の明確化、委託先決定プロセスの透明化を進めるべきである。

(学童保育)

- ⑤ 小学校の学童保育についても、幼保一元化が進まないのと同じ問題に直面しており、改善が必要である。「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全事業」の対象児童や実施日数などの統一を図るなど、制度間の連携により実質的に一体として運用できるようにすることが重要である。

(多様なサービスの提供)

- ⑥ 認可保育所については、直接契約制度を導入し、保育料設定を原則自由化するとともに、その他の保育サービスについては、バウチャー方式(杉並区等が実施している利用券方式による助成)による補助の公平化・多様化を図るべきである。
- ⑦ 子育てをめぐる社会背景や就業構造の変化等により、保育に対するニーズが多様化しているため、認可外保育所やベビーシッター・保育ママ・一時預かり事業・病児病後児保育など多様な保育サービスに対する補助制度の導入及び拡充が必要である。なお、病児病後児保育はとりわけ強いニーズがあり早急な対応が求められるとともに、保育ママについては、中小企業の遊休スペースを使い、従業員だけでなく地域の子どもたちも受け入れ、場所を提供した中小企業へ助成がされるような枠組みを構築すべきである。

(規制緩和の推進)

- ⑧ 幼保一元化や学童保育のように地域から強いニーズがあるにも拘わらず、所管する省庁が異なり、施策はもとより申請窓口も縦割りになっているために実効性があがっていない事業については、地域が中心となって自主的な取り組みができるように、規制緩和の一環として、予算や税制措置を伴う「スーパー特区制度」を保育の分野にも導入すべきである。

#### 4. ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と子育ての両立を支援するために、民間企業が取り組むだけでなく、国や地方自治体においても、職員のワーク・ライフ・バランスに取り組み、国を挙げて働き方の見直しを進めるべきである。特に、行政官庁における取り組みは、国民が大きな関心を持って注目しており、ワーク・ライフ・バランスを推進する内閣府や厚生労働省はじめ各府省において、積極的な対応を期待する。

- ② 子育て期間中の女性や出産退職者に対する職業訓練・能力開発支援を拡充すべきである。
- ③ マザーズハローワークなどでのマッチングを向上させるため、民間企業の積極的活用（民間開放）を促進すべき。
- ④ 企業における働き方の見直しを推進するため、企画業務型裁量労働制の導入を促し、中小企業における導入要件を緩和（労使協定での導入を可能とするなど）するとともに、中小企業において半日・時間単位の休日取得をしやすくするための支援策を講じるべきである（法改正待ち）。
- ⑤ 企業においては男女を問わず、育児休業の取得等の推進について積極的に取り組む必要があるが、特に中小企業においては、代替要員の確保などが大きな課題となっている。両立支援に取り組む企業への助成や税制面での優遇措置などの経済的インセンティブを拡充すべきである。
- ⑥ 事業所内託児所については、運営費に対する助成金の支給対象期間が限定されているため、大きな企業負担になっている。本来であれば国が設置、運営すべき保育所を企業が補完しているという実態を考慮し、現行の助成金の支給対象期間（5年間）の延長や定数要件（定員10名以上）を緩和すべきである。
- ⑦ 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業に対しては顕彰制度の拡充を図るとともに、企業表彰などを受けた中小企業に対する低利の融資制度の創設や公共事業の入札要件への一定の評価などを推進すべきである。
- ⑧ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際して、中小企業の柔軟な取り組みが表現しやすいような届け出様式の工夫や柔軟な対応が評価されるような認定基準の見直しを行うべきである。

以上

平成20年度 第8号 平成20年7月10日 第595回常議員会決議
---